

犯罪者に対する住民の受容・排除行動における 意思決定プロセスに及ぼす要因

村 山 誠

1. はじめに
2. 日本の治安状況
3. 意思決定プロセスに及ぼす要因
 - (1) ヒューリスティック
 - (2) 認知バイアス
 - (3) 二重過程理論
4. 犯罪者に対する受容・排除行動
5. 犯罪者の地域受け入れに関する調査
 - (1) 調査概要
 - (2) 調査結果
 - (3) 調査結果の分析及び考察
6. 意思決定プロセスに及ぼす要因からの考察
 - (1) ヒューリスティックからの考察
 - (2) 認知バイアスからの考察
 - (3) 二重過程理論からの考察
7. 住民の意思決定を受容行動へと向かわせるための方策
 - (1) 意思決定プロセスに影響を及ぼす要因
 - (2) 犯罪者に対する住民の意思決定－信頼関係モデルの提案
8. おわりに

1. はじめに

本研究では、犯罪者に対する地域コミュニティ（主に住民）への受容・排除行動における意思決定プロセスに及ぼす要因について明らかにし、犯罪者が社会復帰できるための方策を検討することを目的としている。一般的に、犯罪者を好意的に地域コミュニティへ受け入れるといったことは比較的少なく、多くの場合、犯罪者を地域コミュニティから排除しようとする傾向が強いのではないだろうか。その背景として、一度罪を犯した人間は、再度犯罪を繰り返すといったネガティブなイメージが多くの住民に植え付けられており、「いつか住民自身が犯罪に被害者として巻き込まれるのではないか」といった考えを持ったり、また住民達に対する悪影響、特に「子供たちへの悪影響が生じるのではないか」といった不安が生じたりすると考えられる。

こうした住民たちの犯罪者に対するネガティブなイメージによって、一度犯罪者という

レットルを社会から貼られた人間は、罪を犯す前の普通の生活（犯罪者というレットルの無い生活）に戻れることは少なく、多くの犯罪者は、犯罪者というレットルを貼られたまま生きていくことになる。実刑の有罪判決を受けた犯罪者は、刑務所や少年刑務所などの矯正施設を出所したのち社会へ復帰することになるが、犯罪者というレットルを貼られた人間が、社会へ復帰することは容易ではない。刑務所や少年刑務所などの矯正施設では、矯正職員が協力して犯罪や非行をした人たちに、自らの罪を反省させ、犯した罪を償わせるように取り組み、多くの受刑者は自らの罪を反省し、二度と罪を犯さないように矯正したのちに出所している¹⁾ものの、世間の風は冷たく、地域コミュニティの社会的排除が犯罪者の社会復帰を困難にしているのが現状である。

そこで、本研究では再犯者を出している要因の1つと考えられる「社会全体が犯罪者の受け入れに消極的」という問題に対して、地域コミュニティ（主に住民）が犯罪者の受け入れに消極的な要因の背景について、社会心理学や認知心理学において意思決定プロセスの主要な理論の1つとされる二重過程理論から犯罪者を受容又は排除するといった行動の意思決定に影響を及ぼす要因の解明を試みることにする。本研究の目的は、犯罪者に対する地域コミュニティの受容・排除行動における意思決定プロセスに及ぼす要因について明らかにし、犯罪者が社会復帰できるための方策を検討することであり、具体的には、①犯罪者に対する住民の受容・排除行動に及ぼす要因は何か。②犯罪者が地域コミュニティに受け入れられるための方策は何か。の2点について検討していく。そのため、本研究では鳥根県浜田市市民の犯罪者に対する意識調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行い、地域住民が犯罪者に対して抱いている感情が、犯罪者の受容行動又は排除行動といった意思決定プロセスにどのような影響を及ぼしているのかを解明していくことにする。

2. 日本の治安状況

日本における治安は年々良くなっているのだろうか、あるいは悪くなっているのだろうか。平成29年の内閣府の世論調査²⁾によると、日本は安心・安全な国かという設問に対して、80.2% ($N = 1,765$) の人が「そう思う」と回答している。一方、「ここ10年間で日本の治安はよくなったと思いますか。それとも、悪くなったと思いますか」という設問に対しては、良くなったと思う人が35.5%、悪くなったと思う人が60.8%であった。これより、多くの国民が日本の治安が悪化しているという認識であることがわかる。しかし、本当に日本の治安は悪化しているのだろうか。

令和2年における刑法犯³⁾の認知件数⁴⁾は614,231件（前年比-17.9%）であり、検挙件数⁵⁾は279,185件（前年比-5.1%）であった⁶⁾。認知件数は、平成8年から毎年増加して平成14年には2,854,061件に達したが、平成15年に減少に転じて以降、18年連続で減少しており、令和2年は614,231件と戦後最小を更新した⁷⁾。また、検挙人員についても同様に、減少傾向にあり、令和2年では刑法犯は182,582人（前年比-5.2%）であった（図1）。また、令和2年における特別法犯⁸⁾の検挙件数は11,443件（前年比-0.8%）であり、検挙人員は9,594人（前年比-9.5%）であった⁹⁾。

特に、社会的に大きな問題となっている薬物犯罪¹⁰⁾と性犯罪についてみると、覚醒剤取締法違反では、検挙人員は8,654人（前年比-0.9%）であり、昭和59年には最多となる24,372人を記録した後、昭和60年以降減少傾向となっている¹¹⁾。また、大麻取締法違反につ

いては、平成26年から増加傾向にあり、令和2年には5,260人（前年比+15.1%）であり、平成26年以降、毎年最多記録を更新している。性犯罪¹²⁾については、令和2年の児童買春事犯等による検挙件数は2,409件（前年比-0.09%）、検挙人員は1,818人（前年比-0.12%）、被害児童は1,531人（前年比-0.15%）であり、児童ポルノ事犯による検挙件数は2,757件（前年比-0.11%）、検挙人員は1,965人（前年比-0.07%）、被害児童は1,320人（前年比-0.15%）であった¹³⁾。

このように、刑法犯で検挙された犯罪者人員は、ここ10年間は減少傾向（図1）であり、特別法犯で検挙された犯罪者人員は、ここ10年間は横ばいであるのに対して、何故日本の治安が悪化したという認識を国民は持つのだろうか。国民の多くは、テレビやラジオ、新聞、インターネットなどを通じて様々な情報を入手している。それらのメディアなどでは、毎日多くの犯罪に関する情報が流されている。送信者側は受信者の興味を引き、視聴率や視聴回数を獲得するために、多くの情報の中から受信者側が興味を持つような情報や報道する価値のある情報を選択して報道している。そのため、実際には犯罪の認知件数や検挙件数は減少しているものの、犯罪に関する報道数は比例して減少していない。さらに、インターネットの出現により、情報受信の経路（ニュースサイトやSNSなど）が増え、受信者は興味のある情報をいつでもどこでも検索することができるようになったため、より多くの犯罪に関する情報を容易に入手することができるようになったことも、治安が悪化しているとの認識につながっているのではないだろうか。

また、一方で再犯者の数が増えていることも治安悪化と認識する要因の1つと考えられる。平成19年版犯罪白書¹⁴⁾によると、全犯罪者の約30%の犯罪者によって約60%の犯罪が繰り返されていることが明らかになり、再犯防止対策の重要性が国によって認識された¹⁵⁾。このように、全体的な刑法犯や特別法犯で検挙された犯罪者人員は減少しているものの、繰り返し罪を犯してしまう者が増加傾向にあることも、治安が悪化しているという認識につながっていると考えられる。

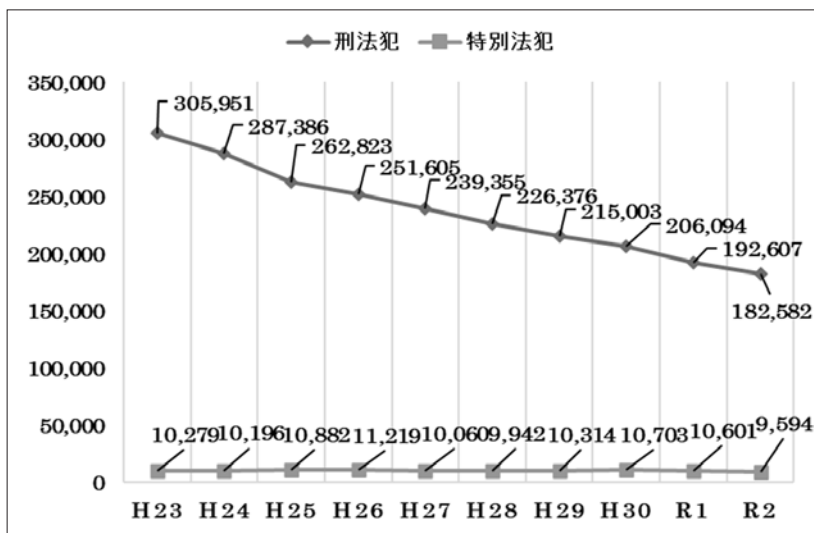


図1 刑法犯と特別法犯の検挙人員推移
出所：「警視庁の統計」をもとに、筆者にて作成

そこで、再犯者率を減少させるために、平成20年12月に、犯罪対策閣僚会議にて新たな行動計画として「犯罪に強い社会実現のための行動計画2008」を策定し、刑務所出所者等の再犯防止に取り組むべきことを明らかにした¹⁶⁾。平成28年12月には、再犯防止推進法が成立し、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした。このように、国及び地方公共団体は刑務所出所者等の再犯防止に平成20年より取り組んできたが、犯罪者全体の中に占める再犯者の比率は増加傾向にある。平成20年以降についてみると、平成20年には再犯率41.5%であったが、平成25年46.7%、平成30年48.8%と増加の一途をたどっている（図2）。再犯者率の増加要因の1つに、一度罪を犯した人間に対する社会復帰が困難な点が挙げられる。更生しようとしても、社会が犯罪者を受け入れる（就労・住居など）ことに消極的であるため、やむを得ず生きていくために再度罪を犯してしまう人も多い。

再犯に関する受刑者の意識調査¹⁷⁾によると、再犯により刑務所に再入所した人で「もう二度と罪を犯したくないと思っている」について、あてはまる又はどちらかというあてはまると回答した比率は98.1%であり、「もう二度と罪は侵さない自信がある」については83.4%であった。しかし、再犯率が高い状況を鑑みると、刑務所出所者等の就労や住居の確保について、容易なことではないことがわかる。令和2年度の統計¹⁸⁾によると、刑務所出所者等のうち就職出来ていない人の割合は54.0%であり、刑務所出所者等のうち帰住先がない人の割合は17.3%であった。また、令和2年の入所受刑者のうち71.1%が無職であり、21.5%が住居不定であった。入出所を繰り返すにつれて、親族や友人との関係が疎遠になっていくことで、帰住先を確保することが困難になっていく¹⁹⁾。

このように、「もう二度と罪を犯したくないと思っている」出所者が再度罪を犯してしまう背景には、社会が刑務所出所者等を受け入れにくいことが1つの要因となっている。社会が一般の人々と同様に刑務所出所者等を受け入れることができれば、犯罪者が社会で生活（就労・住居など）するための基盤を築くことが可能になり、人生の再出発をする機会

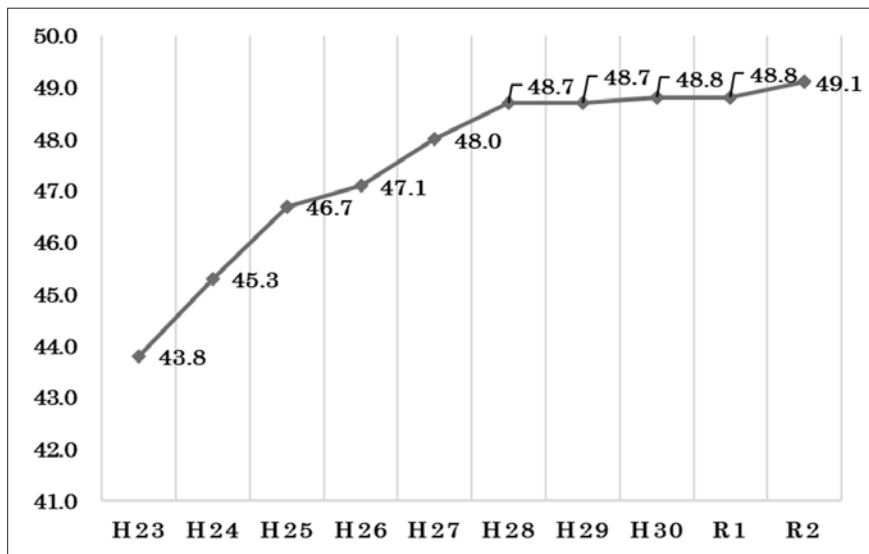


図2 再犯者率の推移

出所：法務省法務総合研究所編（2022）をもとに、筆者にて作成

が得られる。このように、犯罪者であっても生活基盤を得られることで、一般の人々と同様の生活を取り戻せる可能性が高まることになる。したがって、犯罪者が社会で生活（就労・住居など）するための基盤を得ることで、やむを得ず罪を犯してしまうといった生活環境から抜け出すことにより、犯罪者の再犯率を減少させることが可能になるかもしれない。

そこで、本研究では犯罪者が再犯を繰り返してしまう要因の1つと考えられる「社会が犯罪者の受け入れに消極的であり、生活の基盤となる衣食住を十分に確保することができずに、止むを得ずに犯罪を繰り返してしまう」ということに対して、どうすれば社会が犯罪者を受け入れることができるのか、またそうした背景にある地域コミュニティ（主に住民）への受容・排除といった行動に影響を及ぼす要因について、意思決定プロセスの観点からの解明を試みていくことにする。

3. 意思決定プロセスに及ぼす要因

意思決定の問題は、我々が意思決定を行う場面において、2種類以上の選択肢が存在する場合に生起する。人間はなるべく合理的な意思決定をしようと試みるが、Simon (1997)によると、人間の意思決定には合理性の限界があると指摘している。人間による実際の意思決定行動には少なくとも以下の三つの点において、客観的合理性の限界がある。「①合理性は、各選択に続いておこる諸結果についての完全な知識と予測を必要とする。実際には、結果の知識はつねに断片的なものである。②これらの諸結果は将来のことであるため、それらの諸結果と価値を結びつける際に想像によって経験的な感覚の不足を補わなければならない。しかし、価値は不完全にしか予測できない。③合理性は、起こりうる代替的行動の全ての中から選択することを要求する。実際の行動では、これらの可能な代替的行動のうちほんの2、3の行動のみしか心に浮かばない²⁰⁾」とされる。すなわち、人間の意思決定において、合理的な意思決定を困難にしている要因は、「知識の不完全」、「予測の困難性」、「行動の可能性の範囲」²¹⁾とされている。

このように、人間の意思決定においては合理的ではない選択行動が日常的に行われている。伝統的な経済学では、経済人モデルが支持されていたが、実際には人間の意思決定行動では合理的、論理的な要因に基づかない行動がとられることが多い。そこで、合理的ではない意思決定をもたらす要因として、直感やこれまでの経験にもとづく先入観によって非合理的な意思決定をもたらす「認知バイアス (cognitive bias)」があり、そのバイアスを発生させる簡易な思考パターンである「ヒューリスティック (heuristic)」の存在が行動経済学によって指摘されている²²⁾。そこで、本研究では、社会心理学や認知心理学において主要な理論の1つとなっている二重過程理論 (Dual Process Theory) と、直感的な思考方法のヒューリスティック、先入観に基づく非合理的な意思決定をもたらす要因の認知バイアスの観点から、地域住民の犯罪者を地域コミュニティへの受容または排除するといった行動の意思決定プロセスに対して、どのような影響を及ぼしているのかを検討していくことにする。

(1) ヒューリスティック

意思決定において、発生しうる誤りとしてJohn and Ralph et al. (1999) は①間違っ

題に取り組んでいる。②カギとなる目的が不明確である。③創造的な選択肢を作り出せていない。④選択肢によってもたらされる重要な結果を見落としている。⑤妥協点を見つけた際の視点がおかしい。⑥不確実性を無視している。⑦リスクの許容度が客観的に表されていない。⑧現在の意思決定が将来の意思決定に左右されるにもかかわらず、先行きの計画が定まっていない。という8項目を提示している²³⁾。さらに、8項目の誤りに加えて、意思決定を誤らせる要因としてヒューリスティックを指摘している²⁴⁾。

ヒューリスティックとは、問題を解決したり、不確実な事象に対して判断を下したりする際に、判断するための明確な手掛かりがない場合に、過去の経験や常識などを用いる便宜的な方法である。ヒューリスティックに対比されるのがアルゴリズムであり、手順を踏めば厳密な解が得られる方法のこと。すなわち、ヒューリスティックは、時間をかけずに過去の経験や常識などに従う直感的な思考法であり、アルゴリズムは、時間をかけて規則的に問題解決を行うための手続き・思考法である。Tversky and Daniel (1986) によると、ヒューリスティックには、主に「代表性ヒューリスティック」、「利用可能性ヒューリスティック」と「係留と調整ヒューリスティック」の3種類があるとされる。

このように私たちは、問題を解決しようとする際には、十分な時間と労力をかけていい決定をすることは少なく、できる限り時間を節約し、できるだけ脳機能を効率化することで、意思決定に必要な認知的負荷を少なくしようとしている。その結果、シンプルに思考し、直感的・自動的に思考できるようなヒューリスティックを用いて意思決定がなされているとされる。一方、ヒューリスティックでは効率性を重視するあまり、判断に至る時間は早いですが、客観的に完全な正解が得られるわけではなく、判断の結果に一定の偏りを含んでいることが多い。こうしたヒューリスティックの使用によって生まれている認識上の偏りは、「認知バイアス」と呼ばれている。

(2) 認知バイアス

我々人間は、様々な事象をとらえようとする際に、認知バイアスが生じることがしばしばある。認知バイアスとは、人間が無意識のうちに行っている物事の見方や考え方のことである。たとえば、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するワクチン接種について、様々な情報がインターネットを通じて拡散している。ある人は、ワクチン接種にはCOVID-19への感染予防効果があるというポジティブな情報のみを収集し、またある人は、ワクチン接種にはCOVID-19への感染予防効果がなく、逆に健康な体に悪影響を及ぼすというネガティブな情報のみを収集したりする。このように、特定の情報のみを収集することにより、無意識のうちに関心する情報に対する偏った捉え方や考え方が行われる。こうした偏った情報のみを収集してしまうといったバイアスは確認バイアスと呼ばれる。

インターネットなどが自由に利用できる情報化社会以前は、多くの情報がプッシュ型の新聞やテレビという報道機関を通じて得ていたが、情報化社会では、プッシュ型の報道に加えてプル型の情報獲得方法が構築されたことにより、自身で情報を選択することができるようになった。また、インターネットに誰もが自由に情報を発信できる環境が構築されたことにより、正確な情報と正確ではない情報の区別が困難になり、情報発信に責任を持つ者と無責任に情報発信している者が混在しているといった問題が生じている。こうしたことにより、情報の受信者は自由に欲しい情報を選択することができるようになったが、

その反面として偏った情報のみで情報処理を行うことにより、無意識のうちに偏った物事の見方や考え方をしてしまうというリスクが高まることになった。

認知バイアスには、確証バイアスのほかに、正常性バイアス、楽観性バイアス、同調性バイアス、現状維持バイアスなどがある。こうした認知バイアスにより、知覚・記憶・思考といった認知の諸側面で歪んだ情報処理が行われた結果、偏った物事の見方や考え方が引き起こされることになる。このように、ヒューリスティックや認知バイアスによって、合理的ではない意思決定を行うことが認識されている。こうした、ヒューリスティックや認知バイアスに基づいた意思決定プロセスを二重過程理論によって説明することができる。

(3) 二重過程理論

人間の典型的な意思決定プロセスに関する有力な仮説として「二重過程理論」がある²⁵⁾とされている。人間がリスクを判断・認識する場合、常に理性に基づく判断・認識がなされるとは限らず、理性に基づかない要因が影響していることがさまざまな領域の研究において指摘されている。二重過程理論では、リスクを判断・認識する当事者は状況によって理性にもとづいた認識・判断を行う能力が低くなる場合があり、そのような場合には理性に基づく認識や判断がなされずヒューリスティックなどに基づいた判断すべき材料を単純化し、直感的にすばやく回答を出す判断方法が用いられることを明らかにしている (Chaiken and Trope, 1999)。

二重過程理論では、人の意思決定モードに2つのシステムがあるとされている (表1)。Evans (2008) によると、1つが無意識で、直感的、感情的、自動的で、認知的負荷が少なく、すばやく直感的な情報処理を行うシステム1、もう1つが意識的で、論理的、理性的、統制的、中立的であるが、認知的負荷が大きく、判断に時間と労力を要する分析的な情報処理を行うシステム2とされる。このように、人間の意思決定が感情に基づいた思考と理性に基づいた思考は排他的に機能するのではなく、お互いに相補的に機能していると考えるのが妥当とされる (土田他, 2009)。Kahneman and Tversky (1979) からも、人間の意思決定は基本的には理性的なプロセスによってなされるものの、感情を含む多様なバイアスが介在することによって必ずしも合理的な判断とはならない可能性を指摘している。

日常生活の中では、これら2つの思考システムを常時使うわけではなく、状況に応じてシステム1とシステム2を使い分けている。直観的かつ高速に物事を判断する際にはシステム1が機能し、時間をかけてメリットとデメリット、費用対効果などの定量的なデータ

表1 二重過程理論の分類と諸特徴

システム1	システム2
総括的	分析的
直感的／感情的	論理的／理性的
連想的推論	論理的／逐次的推論
経験的な感情や印象による行動	意識的な評価による行動
現実を具体的なイメージ、比喩、物語に変換	現実を抽象的な記号、単語、数字に変換
高速処理	低速処理
過去の経験を活用	論理と証拠による正当化

出所：Slovic et al. (2002) を参考に筆者にて作成

に基づき論理的に判断する際にはシステム2が機能する。一般的に日常生活における意思決定では、システム1がシステム2よりも優勢に機能することが多いといわれている。すなわち、多くの場合は脳の機能をあまり使わず、直観的かつ高速に物事を判断するシステム1が機能しているのである。

例えば、多くの人は「福島第一原発の処理水放出」と聞くと、瞬時にネガティブな印象を抱くだろう。また、「犯罪者が同じアパートに住む」と聞くと、瞬時に大きな不安を抱くだろう。一方、「過疎化が進んだ町へ若い夫婦の移住者が来る」と聞くと、瞬時にポジティブな印象を抱くだろう。これは、自動的で低負荷な情報処理のシステム1による意思決定であり、専門家による定量的な情報に基づいた論理的かつ理性的で高負荷な情報処理のシステム2よりも優勢に機能したためである。このように、我々の思考システムは、常に論理的かつ理性的で高負荷な情報処理のシステム2が機能するのではなく、多くの場合は無意識のうちに自動的で低負荷な情報処理のシステム1が機能しているといえる。

以上のことから、こうした人間の典型的な意思決定プロセスにより、住民たちの犯罪者に対する受容・排除行動について、直感的な思考方法のヒューリスティック、先入観に基づく非合理的な意思決定をもたらす要因の認知バイアス、そして二重過程理論の観点から犯罪者に対する受容・排除行動を検討していくことにする。

4. 犯罪者に対する受容・排除行動

人間のだれもが安心・安全な生活環境を望んでおり、安心・安全ではない（危険が迫っている）生活環境を望む人間はまれであろう。人間は、現在の地域社会（住民の生活環境）が安心・安全な場合には、現状を維持しようとする行動をし、安心・安全が脅かされている場合には、現状を変えようとする行動をする。安心・安全な地域社会を維持するためには、安心・安全を脅かすリスク要因を受容レベルまで極小化することで安心・安全な状態を確保しつつ、リスクを極小化した状態を維持していくことである。したがって、安心・安全な地域社会を脅かすリスク要因を排除又は極小化しようとすることは、ごく当然の人間の行動だといえる。

人間はリスクを感知した場合、リスクの発生確率（可能性）とリスク発生時の影響の大きさにより、リスクを評価したのち、リスクを受容、回避、低減、移転などの必要な対応をとることになる。では、犯罪者を自身の地域に受け入れるか否かの意思決定時にはどのようなリスク評価がなされるのだろうか。リスクの発生確率では、犯罪を繰り返している再犯者であれば、発生確率は高くなり、初犯者であれば発生確率は低くなると考えられる。また、犯罪者が知っている人で、信頼関係がある程度構築されている場合には、発生確率は低くなり、全く知らない人であれば、発生確率は高くなると考えられる。このように、犯罪者に対する受容・排除行動の意思決定の際には、客観的なリスク認知（発生確率×影響度）ではなく、主観的なリスク認知が優先してしまう。その結果として、犯罪者に対する受容行動や排除行動として現れることになる。

安心・安全な地域社会を脅かすリスク要因の1つとして犯罪被害が挙げられる。だれもが犯罪被害に対する不安感を持っているが、日工組社会安全研究財団（2019）の調査によると、男性の33.9%（ $n = 811$ ）、女性の42.3%（ $n = 907$ ）が犯罪の被害にあうのではないかと不安感を持っているという結果が示された。これより、犯罪被害に対する不安感は、

男性に比べて女性の方が強いことがわかる。こうした不安感を持つ人たちは、不安の原因となるリスク要因を排除又は極小化しようとし、できる限り犯罪者を排除する行動をとることになる。また、犯罪者に対する一般的な人たちの態度として、広瀬（1977）によると、『『デパートでの常習万引き』、『経済的負因のない5万円の窃盗犯』、『けんかの常習犯』に対して約4割から6割に人々が『犯罪者として交際を断ち、一般の人々と区別した態度をとる』と答えた²⁶⁾』とされる。このように、一度罪を犯した人間に対しては、社会的に好ましくない人間とみなされ、地域社会から排除されているという現実がある。刑務所からの出所後、社会から排除された犯罪者は、家族やこれまでの支援者等との人間関係が切れてしまい社会的に孤立することで、再び犯罪や非行に走る大きな要因となっている。

こうした犯罪者を地域社会から排除しようとする地域住民の行動を二重過程理論で説明すると、システム1による「犯罪者＝地域社会の安心・安全を脅かす存在」として判断・認知し、犯罪者を排除しようとする感情に基づいた思考と、システム2による「犯罪者であっても自立のために必要な『仕事』と『居場所』の確保を地域社会が協力していかなければならない」という理性的な思考が相補的に機能していると思われる。そこで、次章では住民たちの犯罪者に対する受容・排除行動について、「犯罪者の地域受け入れに関する調査」により検証していくことにする。

5. 犯罪者の地域受け入れに関する調査

(1) 調査概要

前述したように、全国的にも再犯者の割合が上昇傾向にあり、社会全体で再犯防止等の施策を進めていく必要がある。鳥根県浜田市においても、過去に罪を犯した人が地域社会の一員として生活することのできる社会の実現を目指すことが求められている。そこで、本研究では地域住民が犯罪者に対してどのような認識を持ち、また調査対象者（以下、被験者と呼ぶ）の地域に犯罪者が居住することに対して、どの程度の肯定的または否定的な意識を持っているのかを調査すべく、浜田市在住者に対してヒアリング調査とアンケート調査²⁷⁾を実施した。

本調査ではヒアリングによる聞き取り調査を主として行った。調査手法としてヒアリング調査を選択したのは、犯罪者の地域受け入れに対する意識調査のため、被験者からは本心に近い回答を得ることが難しく、またなぜそのような回答に至ったのかという背景についても知ることが必要であると考えたからである。すなわち、被験者との会話を通じて、“なぜ” そのように考えるのか、“どうして” そのような考えになるのか、といった被験者の考えの背景や心理を聞き出すことを意図したためである。また、調査に入る前の様々な会話（アイスブレイク）を通じて、被験者との信頼関係を多少でも築くことにより、話しにくい事柄までも聞き出すことを目的としてヒアリング調査を選択した。

本調査の実施概要は表2のとおり、浜田市内に在住する102名を対象に調査を実施した。調査対象地域は市内全域であったため、調査期間は約2か月を要した。また1回あたりの調査時間は、1時間から2時間を要して行った。当然のことであるが、回答しづらい質問項目に対して本心で答えてもらうため、無記名で実施した。被験者102名のうち男性34名（33%）、女性68名（67%）であり、女性の被験者が約7割を占める結果となった。

表2 調査概要

調査対象者	浜田市内在住者
調査対象地域	浜田、金城、弥栄、旭、三隅
調査期間	2021年10月4日～12月13日（約2か月間）
調査方法	質問項目に対する聞き取り調査 質問項目に対するアンケート調査
調査対象人数	102名（男性34名、女性68名）
主な調査内容	個人属性
	地域の安全に関する興味・関心
	犯罪者の更生に関する興味関心
	犯罪者が地域に居住することに対する意識
	再犯防止策への協力意識
	犯罪者を受け入れるための条件 他

(2) 調査結果

被験者102名に対して、5つの犯罪行為（殺人罪、暴行・傷害罪、薬物犯罪、性犯罪、詐欺・窃盗罪）について調査を実施した。刑法犯及び特別法犯（交通違反以外）には様々な犯罪が含まれるが、上記の5つの犯罪に限定したのは、被験者が容易に想像することができることを考慮した結果である。本調査結果は以下の通りである。

① 地区別性別被験者数

被験者102名の居住地域（表3）より、浜田73名（男性24名、女性49名）、金城8名（男

表3 地区別性別 被験者数 (N = 102)

地域	男性	女性	合計
浜田	24	49	73
金城	2	6	8
弥栄	3	2	5
旭	3	4	7
三隅	2	7	9
合計（比率）	34（33）	68（67）	102（100）

表4 地域別世代別性別 被験者数

地域	10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
浜田	3	11	10	16	4	6	3	10	1	4	2	2	1	0
金城	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	2	1	1
弥栄	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	0	0
旭	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	1	0
三隅	0	1	0	0	0	2	0	2	0	1	1	1	1	0
計	3	12	10	16	4	11	3	14	2	6	8	8	4	1
年代別比率	15		25		15		17		8		16		5	

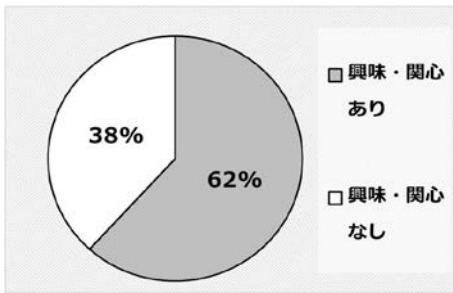


図3 再犯防止に関する興味・関心

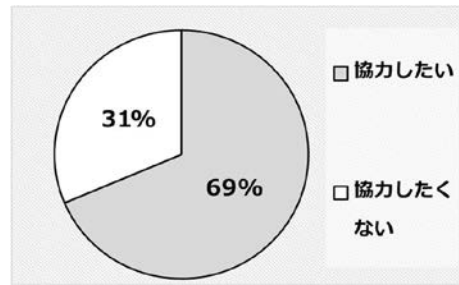


図4 再犯防止への協力

性2名、女性6名)、弥栄5名(男性3名、女性2名)、旭7名(男性3名、女性4名)、三隅9名(男性2名、女性7名)であり、浜田地域に大きな偏りはあるものの、すべての地域において調査を実施することができた。

② 地域別世代別性別

被験者102名の地域別世代別性別(表4)より、年代は10代15名(15%)、20代25名(25%)、30代15名(15%)、40代17名(17%)、50代8名(8%)、60代16名(16%)、70代5名(5%)であり、年代により若干の偏りはあるものの、様々な年代の意見を聞くことができた。

③ 住民の再犯防止策への協力

被験者の再犯防止策への興味・関心についての調査結果(図3)は、興味・関心があると答えた人は62%であり、興味・関心がないと答えた人は38%であった。また、再犯防止策への協力について(図4)は、協力したいと答えた人は69%であり、協力したくないと答えた人は31%であった。さらに、地域の安全のためにも再犯防止策が必要だと考えている人は100%であった。

④ 犯罪別距離別の拒否反応

被験者102名に対して、5つの犯罪行為(殺人罪、暴行・傷害罪、薬物犯罪、性犯罪、詐欺・窃盗罪)で起訴され、有罪判決を受けた犯罪者が自分たちの地域へ住むことに対する拒否反応について調査した。

「犯罪者が100m以内に居住すること」に関して、被験者の拒否反応についてまとめたのが表5である。表5より、犯罪者が100m以内に居住することへの拒否反応比率として、殺人罪86%、暴行・傷害罪87%、薬物犯罪84%、性犯罪91%、詐欺・窃盗罪74%と全体的に強い拒否反応を示していることがわかる。また、「犯罪者が同じまちづくりセンター²⁸⁾内に居住すること」に関しては、表6より、殺人罪74%、暴行・傷害罪69%、薬物犯罪70%、性犯罪79%、詐欺・窃盗罪66%と平均7割以上の人たちが拒否反応を示している。

一方、住民や友人・家族が犯罪者となった場合、自分たちの地域への受け入れについては、被験者の76%が住民であれば受け入れることができると回答し(図5)、友人や家族であれば86%が受け入れることができると回答した(図6)。このように、前述した犯罪者の受け入れと、住民や友人・家族の受け入れとは大きく異なった結果が得られた。これは、

表5 犯罪者が100m以内に居住することへの拒否反応比率

	強い反対	反対	弱い反対	計
殺人罪	42	22	22	86
暴行・傷害罪	29	22	36	87
薬物犯罪	36	20	28	84
性犯罪	50	20	21	91
詐欺・窃盗罪	23	27	24	74

表6 犯罪者が同じまちづくりセンター内に居住することへの拒否反応比率

	強い反対	反対	弱い反対	計
殺人罪	26	23	25	74
暴行・傷害罪	20	20	29	69
薬物犯罪	23	20	27	70
性犯罪	36	18	25	79
詐欺・窃盗罪	17	18	31	66

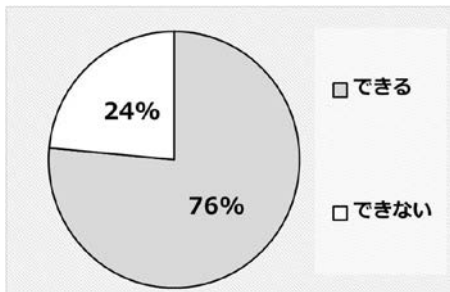


図5 住民の受け入れ

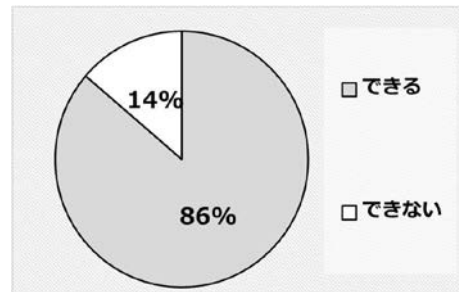


図6 友人や家族の受け入れ

犯罪者をどの程度知っているのか、その人との信頼関係がどの程度構築されているのかにより、受け入れの度合いが異なることを意味している。

(3) 調査結果の分析及び考察

① 犯罪者に対する拒否反応

被験者の犯罪者に対する拒否反応についてみていくことにする。被験者の100m以内に、犯罪者の住むことに反対する犯罪の上位3つは、表5より性犯罪（91%）、暴行・傷害罪（87%）、殺人罪（86%）であり、一方同じまちづくりセンター内へ住むことに反対する犯罪の上位3つは、表6より性犯罪（79%）、殺人罪（74%）、薬物犯罪（70%）であった。これより、性犯罪で有罪判決を受けた人間に対する拒否反応が最も強いことがわかる。また、被験者の居住地から離れた場所（同じまちづくりセンター内の地域）に犯罪者が居住することに対しても70%以上の人が反対していることから、性犯罪、殺人罪、薬物犯罪による犯罪者を地域に受け入れることは非常に困難であることがわかる。

調査結果により、被験者が犯罪者に対するイメージを図に表したのが図7である。図7の左上のように性犯罪は犯罪者自身の快楽を目的とした自分勝手な犯罪であり、被害者の身体的のみならず精神的に大きな影響を与えることから、性犯罪は許せないという感情に

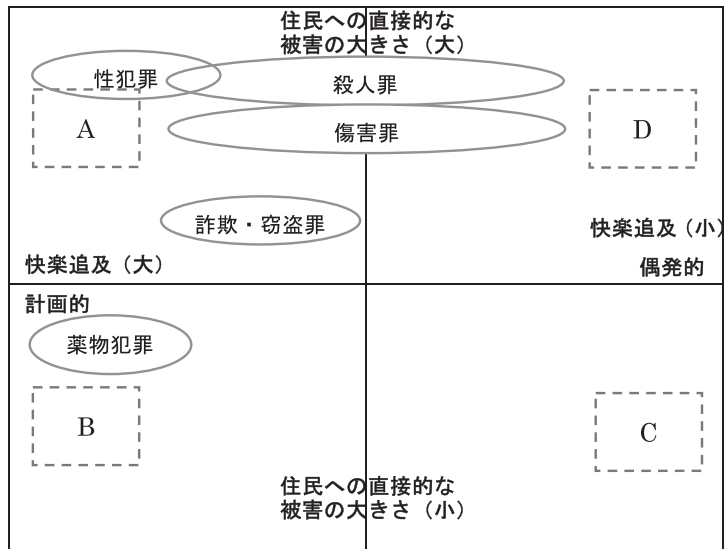


図7 犯罪者の心理と住民への影響度合いによる犯罪の分類

結びついているものと思われる。また、同じ犯罪でも偶発的に発生した犯罪であれば、犯行に至った事情により許すこともできるという回答結果を得た。さらに、ヒアリング調査の結果から5つの犯罪（殺人罪、暴行・傷害罪、性犯罪、薬物犯罪、詐欺・窃盗罪）に関して、被験者の拒否反応が強い順は図7のA>B>D>Cであることが分かった。

② 性別による犯罪者に対する拒否反応

ここでは、性別による拒否反応の違いを見ていくことにする。男性被験者が100m以内に居住することへ反対する犯罪の上位3つは、表7より性犯罪（85%）、薬物犯罪（82%）、暴行・傷害罪（79%）であり、一方同じまちづくりセンター内へ住むことに反対する犯罪の上位3つは、表8より薬物犯罪（79%）、性犯罪（76%）、殺人罪（76%）であった。これより、男性被験者の性犯罪と薬物犯罪で検挙された人間に対する拒否反応が強いことがわかる。また、薬物犯罪については、100m以内に居住することに対して暴行・傷害罪よりも、そして同じまちづくりセンター内へ居住することに対する拒否反応は殺人罪よりも強いことがわかる。これは、ヒアリング調査において暴行・傷害や殺人の再犯者率に比較して薬物犯罪の再犯者率が高いと考える被験者が多く、薬物による罪を犯した犯罪者は、更生が非常に難しいと考えていることに起因していると思われる。したがって、被験者は平穏な暮らしを求めており、平穏な暮らしを壊すことが想定されるリスク要因に対して強い拒否反応を示すといえる。

一方、女性被験者が100m以内に住むことへ反対する犯罪の上位3つは、表7より性犯罪（94%）、殺人罪（91%）、暴行・傷害罪（91%）であり、一方同じまちづくりセンター内へ住むことに反対する犯罪の上位3つは、表8より性犯罪（81%）、殺人罪（74%）、暴行・傷害罪（67%）であった。これより、女性も男性と同様に性犯罪で検挙された人間に対する拒否反応が強いことがわかる。さらに、男性と比較して女性の方が犯罪者を100m以内に受け入れることに強い拒否反応を示すことがわかった。これは、身体的な力関係が相対的

表7 男女別罪名別の拒否反応比率（100m以内）

	男性	女性
殺人罪	76	91
暴行・傷害罪	79	91
薬物犯罪	82	85
性犯罪	85	94
詐欺・窃盗罪	71	75

表8 男女別罪名別の拒否反応比率（同じまちづくりセンター内）

	男性	女性
殺人罪	76	74
暴行・傷害罪	74	67
薬物犯罪	79	65
性犯罪	76	81
詐欺・窃盗罪	71	64

に弱い女性のほうが被害になる確率が高く、犯罪被害への恐怖心が強いことを意味している。また、性犯罪に対する拒否反応の強さは、性犯罪被害による精神的かつ身体的なダメージが大きいことを認識しているため、自身や家族などに性犯罪による被害が起るリスク要因を最小化したいと考えている結果ではないかと思われる。

③ 住民や友人・家族が犯罪者となった場合の地域への受け入れ

住民が犯罪者となり、釈放後に自身の地区への受け入れができるかについて（図5）は、76%の人が受け入れることができると回答した。「そもそも同じ地域に住んでいた住民であるため、ある程度の付き合いがある中で受け入れられないとは言えない」との回答であった。ただし、あまり親しくしていない住民であれば、その人のことを良く知らないため、犯罪の種類によっては「怖い」と答える人がいた。ここからわかることは、知っている人に対する拒否反応は比較的弱く、知らない人に対する拒否反応が強いことである。

一方、家族・友人が犯罪者となり、釈放後の地区への受け入れについて（図6）は、86%の人が受け入れ可能と回答した。この数値から、あまり親しくしていない住民と比べると、当然のことながら家族・友人の方が受け入れに抵抗がないことがわかる。これは、知っている度合いが高く、深い信頼関係が十分に築けているためであると考えられる。そのため、あまり親しくしていない住民とは異なり、より身近な人間に対しては受け入れたいという気持ちが強いことがわかる。さらに、友人や家族が罪を犯した場合、何か事情（誰もが理解できる理由）があり、やむなく罪を犯したと考える傾向があるため、自己の勝手な事情により罪を犯したわけではないので、受け入れることに抵抗がないことがヒアリング調査で明らかとなった。しかし、知らない人が罪を犯した場合には、そのようなこと（何か事情がある）は考えず、自己の勝手な事情により罪を犯したと判断する傾向が強いことがわかった。

④ 再犯防止への協力

地域の安全のためにも再犯防止策は必要かという設問に対して、被験者102名の全員が再犯防止策を必要と考えていることがわかった。また、再犯防止へ協力したいという人は69%であった。一方、協力したくないという人が31%であり、主な意見として「知らない人は怖い」「立ち直ることはできない」「関わりたくない」といったものであった。これは、一度罪を犯した人間は、自分たちとは違う人間（理性のない動物）であるという考えに起因していると思われる。さらに、犯罪者の再犯率が高いことからそのような印象を与えてしまっている面もある。

平成30年の更生支援に対する国民の意識調査²⁹⁾では、53.5% ($N = 892$) の人が協力意識ありと回答している。また、協力したくない理由としては、「犯罪者とどのように接してよいかかわからない」、「自分や家族の身に何か起きないか不安」、「かかわりを持ちたくない」などであり、犯罪者に対する不安意識を持っていることがわかる。これらの結果と比較すると、今回の調査結果の方が「協力したい」という割合が大きく、浜田市民は再犯防止への協力意識が高いといえる。

6. 意思決定プロセスに及ぼす要因からの考察

ここでは、直感的な思考方法のヒューリスティック、先入観に基づく非合理的な意思決定をもたらす要因の認知バイアス、そして人間の典型的な意思決定プロセスに関する有力な仮説の「二重過程理論」からの考察を試みることにする。

(1) ヒューリスティックからの考察

一般的な犯罪者に対するイメージは、決して良いものではなく、「怖い」「恐ろしい」「近づきたくない」「関わりたくない」といったネガティブなものである。これは、平成30年の内閣府「再犯防止に関する世論調査³⁰⁾」($N = 892$)でも、犯罪をした人の立ち直りに協力したいかという設問に対して「どちらかといえば思わない」、「思わない」と答えた人は679人(46.5%)であり、協力したいと思わない理由については、「犯罪をした人と、どのように接すればよいかかわからないから」(44.9%)、「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(43.0%)、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」(35.5%)、などとなっている。このように、一般的には犯罪者に対するイメージは決して良いものではないことがわかる。

調査結果における被験者の拒否反応は、被験者が犯罪者に対してネガティブな感情（好ましくない感情）を持っていることに起因している。被験者の99.9%は、犯罪者に対して嫌悪感を持っていることが調査の結果明らかになっている。犯罪者に対する嫌悪感、再び犯罪を繰り返すのではないかという不安からきている。こうした不安は、新聞やTVなどで報道される犯罪から印象付けられているため、新聞やTVなどで報道される一部の凶悪な犯罪者のイメージが植え付けられた結果として、過剰に不安感を抱いていると思われる。

また、法務省の犯罪白書³¹⁾によると、刑法犯総数 ($N = 165,116$) における同一罪名による再犯者率は14.6%であり、罪名別では殺人1.8% ($n = 828$)、強制わいせつ8.0% ($n = 2,502$)、強制性交等4.1% ($n = 1,061$)、傷害・暴行11.3% ($n = 41,199$) である。このように、実際の同一罪名による再犯者率は初犯に比較して多くないことがわかる。したがって、新聞やTVなどで報道される情報により、罪を犯した人は怖いという感情が形成され、「罪を

犯した人は許せない」「必ずまた犯罪を繰り返す」といったイメージを多くの人がもっていることが、犯罪者に対する嫌悪感の1つの要因になっている。

このような犯罪者に対するイメージが被験者の感情に大きく影響していることは、調査結果（犯罪者に対する拒否反応）からも明らかである。こうした被験者の拒否反応を感情ヒューリスティックの観点からの考察を試みることにする。感情ヒューリスティックでは、感情から導き出された判断に適合するような情報を求めることから、被験者が犯罪者に対してネガティブな感情（好ましくない感情）を持っている場合は、犯罪者に対するネガティブな情報のみを収集することになる。これにより、被験者は犯罪者に対するネガティブな感情を増幅させていくことになる。一方、犯罪者に対してニュートラルな感情（一般的な市民に対する感情と同等）を持っている場合は、犯罪者に対する偏った情報を収集することはないため、犯罪者に対する偏った感情をもつことはなく、あくまでも犯罪者全体のイメージではなく、犯罪者個人の人格を尊重することになる。

今回の調査結果では、住民が犯罪者となった場合、自分たちの地域への受け入れについては、被験者の76%が受け入れることができると回答し、友人や家族であれば86%が受け入れることができると回答している（図5、図6）。これは、感情的に受け入れることが正しい（あるいは、受け入れなければならない）という意思決定がなされたものと考えられる。さらに、友人や家族であれば、なぜそのような罪を犯したのかといった原因・事情についての情報を少なからず有していることが多く、感情的になるべく犯罪者となった友人や家族を理解しようとすると同時に、助けなければという感情が強く働くためではないかと思われる。一方、個人的な情報を持ちえない犯罪者に対しては、個人の人格ではなく、集団としての印象（ステレオタイプ）に基づいた判断により、殺人罪、暴行・傷害罪、薬物犯罪、性犯罪では80%以上の人が受け入れに対して拒否反応を示した。

以上のことから、犯罪者の受容・排除行動の意思決定プロセスにおいて、犯罪者個人を知っている場合には、個人に対する感情ヒューリスティックが機能し、犯罪者個人を知らない場合には、集団の印象に対する感情ヒューリスティックが機能するということが、今回の調査で明らかになった。したがって、個人を知らない場合には、その個人がどのような人間であるかは無関係に、犯罪者という集団の印象が優先することになるのである。

（2）認知バイアスからの考察

調査の結果、現時点での安心・安全な暮らしを妨げるリスク要因を可能な限り排除しようとする行動がみられた。一方、住民や友人・家族が何かしらの罪を犯し犯罪者となった場合については、地域に受け入れると回答した人が多くいた。これは、罪を犯した人だから怖い、近づかないで欲しいということだけではなく、罪を犯した人との関係性が大きく関与していることを意味する。したがって、人間は信頼関係が構築された人が犯罪者になった場合と、信頼関係が構築されていない人が犯罪者になった場合では、異なった行動をするのである。

それでは何故、人間は信頼関係の有無によって異なった行動をするのだろうか。認知バイアスの観点から検討していくことにする。人間は無意識的に、日常的に偏ったものの見方や考え方をしていることが多い。すなわち、無意識のうちに認知バイアスが作用しているのである。人間は、知っている人については、知っている度合や信頼関係の強さにより、

表9 確証バイアスによる犯罪者の受け入れ

	信頼関係がある人が罪を犯した	信頼関係が皆無の人が罪を犯した
犯罪者個人のイメージ	個人は良い人	犯罪者は怖い
	これまでの個人の性格や態度	犯罪者全体のイメージ
犯罪者に関する入力情報	良い情報 (個人のイメージを肯定する情報)	悪い情報 (犯罪者のイメージを肯定する情報)
主観的な再犯の可能性	再犯をする可能性は低い	再犯をする可能性は高い
受け入れに対する不安	低減	増強
受け入れ行動	受容	排除

その人自身のもっている人格や人柄で判断する。一方、知らない人については、その人自身を判断する材料を持っていないため、その人が帰属する団体によって判断する傾向がみられる。たとえば、警察官や公務員、教員などであれば信頼できるといった個人のバイアスが働く。すなわち、見ず知らずの犯罪者は犯罪者全体のイメージ（ステレオタイプ³²⁾）によって判断されることになる。このように、人間は偏ったものの見方や考え方を無意識にしているのである。

そこで、こうした認知バイアスの1つである確証バイアス（自分の考えに一致する都合の良い情報のみを集める）によって、罪を犯した人に対する受容行動または排除行動に影響を与えているのかについて、さらに検討していくことにする。信頼関係が構築されている人と信頼関係が無い人とが同じ罪を犯した場合、前者は地域に受け入れるが、後者は排除する傾向が強いことが調査により明らかになった。これは、バイアスにより信頼関係がある人の場合は、これまでの個人の性格や態度によって構築された良いイメージを増強あるいは維持するための情報を積極的に収集することにより、受け入れに対する不安感を低減させようとしている（表9）。

一方、信頼関係がない人の場合は、犯罪者は怖い、犯罪者は特別な人といった犯罪者全体の悪いイメージを増強あるいは維持するための情報を積極的に収集することにより、受け入れに対する不安感を増強させようとしている（表9）。このようなバイアスが人間の思考に作用していることにより、友人や家族が罪を犯した場合、犯罪者は怖いという印象を打ち消し、これまでの個人の性格や態度を重視することで、地域への受け入れを許容することができると考えられる。

(3) 二重過程理論からの考察

これまでの考察結果から、犯罪者が自身の地域に居住することにより、自身や家族の身に何か起きるかもしれないという漠然とした不安が、将来のリスク要因として機能し、地域社会の安心・安全を脅かすリスク要因を受容レベルまで極小化しようとした結果、二重過程理論のシステム1により、犯罪者を排除しようとする感情に基づいた思考になったと考えられる。一方、犯罪者の再犯防止へ協力したいという思考は、二重過程理論のシステム2により、論理的、理性的、統制的、中立的な思考が働いた結果であろう。また、自身の地域から犯罪者の居住地が離れるに従い拒否反応が低下していくことは、システム1か

らシステム2へ重きが徐々にシフトしていることを表している。

ヒアリング調査の時に、浜田市旭町に長年居住し、鳥根あさひ社会復帰促進センター³³⁾にてボランティア活動（入所者との手紙のやり取りなど）をしている人でも「私は、鳥根あさひ社会復帰促進センターにはどのような更生プログラムが実施され、どのような罪を犯した人たちが入所しているか知っていて、入所者たちには更生して欲しいと強く願っている。そのための支援はできる限りしたいと思い、ボランティア活動をしてきた。手紙をやりとりしている入所者の名前も知らないが、できることなら会ってみたいと思う。出所後は2度と罪を犯さぬように、地域社会に受け入れられ、早期に社会復帰をして欲しいと願っている。しかし、その出所者が近隣に住居を構えるとなると、それには反対である。頭では受け入れなければならないということは理解しているものの、どうしても感情的に受け入れることはできない。なんて心が汚い人間なのかと、改めて考えさせられた」と答えられた。このように、感情ヒューリスティックがネガティブに強く反応した結果として、受容・排除行動の意思決定の際に、システム1が優先して作用していることがわかる。

一方、ある住民は、「鳥根あさひ社会復帰促進センターを出所した人であれば、安心して自分たちの地域に受け入れても構わない」と答えた人がいた。その理由は、鳥根あさひ社会復帰促進センターとの関わりが長く、センター内での更生プログラムを熟知しており、また入所者に関しても理解しているところにある。すなわち、入所者を特別な人間としてみておらず、たまたま罪を犯してしまっただけであり、本質的には自分たちと何も変わらないと考えている。これは、感情ヒューリスティックがポジティブに反応した結果、あるいは受容・排除行動の意思決定の際に、システム2が作用した結果のどちらかであると考えられる。

このように、積極的に犯罪者の更生に協力している人でさえ、理性的には犯罪者の社会復帰（主に就労や住居など）を支援することが人間としてすべきことであることは十分に理解できているが、感情的には自分たちが知っている範囲内（出合う可能性がある範囲内）には居住してほしくないという思考が上回っている。こうした人間の行動は二重過程理論により説明ができ、自身や家族の身に危険を察した際（危険の可能性が高まると想定された際）には、システム1の感情に基づいた思考が強く働き、自身や家族の身に危険が及ばない（あるいは許容範囲内）場合には、システム2の理性に基づいた思考が強く働くことが、今回のヒアリング調査にて確認された。したがって、自身や家族の身に危険を感じるレベルによって、システム1とシステム2がお互いに相補的に機能していることが示唆されたのである。

7. 住民の意思決定を受容行動へと向かわせるための方策

ここでは、これまでの検討を踏まえて明らかになった「犯罪者の社会への受け入れ」に対する課題と解決の方向性について検討していくことにする。

(1) 意思決定プロセスに影響を及ぼす要因

今回の調査により以下の3点が明らかになった、①信頼関係が構築されている人と信頼関係が無い人とが同じ罪を犯した場合、前者は地域に受け入れる可能性が高いが、後者は受け入れを拒否する可能性が高い。②犯罪者個人を知っている場合には、個人に対する感

情ヒューリスティックが機能し、犯罪者個人を知らない場合には、集団の印象に対する感情ヒューリスティックが機能する。③自身や家族の身に危険を察した際（危険の可能性が高まると想定された際）には、システム1の感情に基づいた思考が働き、自身や家族の身に危険が及ばない（あるいは許容範囲内）場合には、システム2の理性に基づいた思考が働く。

人間が意思決定する際の二重過程理論では、自動的で低負荷な情報処理のシステム1による意思決定が、専門家による定量的な情報に基づいた論理的かつ理性的で高負荷な情報処理のシステム2よりも優勢に機能するとされている。直感的なシステム1が機能する際には、意思決定する対象者との①信頼関係、②個人の人格あるいは集団の印象、③自身や家族への悪影響の3つが影響を与えていることが今回の調査にて明らかとなった。したがって、犯罪者を社会が受け入れるためには、上記の3点を考慮することが求められる。そこで、この課題を解決する方法の1つとして、犯罪者に対する住民の意思決定－信頼関係モデルを提案する。

(2) 犯罪者に対する住民の意思決定－信頼関係モデルの提案

ここでは、これまでの検討結果から明らかになった、住民の受容・排除行動を「住民の意思決定－信頼関係モデル」(図8、表10)として新たに提案する。このモデルは、縦軸に二重過程理論（理性的、感情的）による意思決定プロセス、横軸に相手との信頼関係として、4つの事象に分類している。ただし、このモデルは絶対的な住民の受容・排除行動を

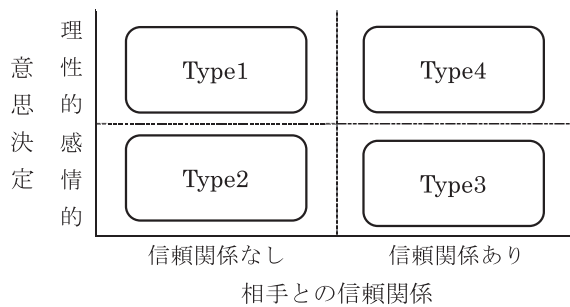


図8 犯罪者に対する住民の意思決定－信頼関係モデル

表10 Type別の特徴

TYPE1	消極的 受容行動	犯罪者であっても罪を償ったのであれば、社会復帰の機会を与えなければならない	将来 志向
TYPE2	排除行動	犯罪者は怖い人たちであり、罪を繰り返す可能性が高いため、許せない	過去 志向
TYPE3	義務的 受容行動	彼／彼女は罪を反省し、2度と罪を犯さない決意を持っているので、やり直すことができる。彼／彼女を信じて社会復帰の支援をすべき	現在 志向
TYPE4	受容行動	彼／彼女は罪を反省し、2度と罪を犯さない決意を持っているので、社会復帰の機会を与え積極的に支援したい／人として支援するのは当然	将来 志向

表しているのではなく、他の事象よりも相対的に受容行動の傾向、あるいは排除行動の傾向があることを示していることに注意を要する。

Type1は、犯罪者の再犯防止に協力したいというタイプであり、調査結果からも69%の住民が再犯防止に協力したいという回答を得ている。このタイプの人間は、たとえ前科を持っている人間でも、社会復帰のチャンスを与えるべきであり、犯罪者の再犯を防止することで、社会全体の安全性が高まると考えている。Type2は、犯罪者は普通の人間と違って恐ろしい存在であるため、できるだけ関わりたくはないというタイプ。これは、調査結果として74%から91%の住民が100m以内に犯罪者が居住することに対して拒否反応を示していることからわかるとおり、自分や家族を犯罪者から守る行動として排除行動をとると考えられる。Type3は、友人や家族が犯罪者となった場合には、住民たちが社会復帰に協力しなければならないと考えるタイプ。特に家族が犯罪者になった場合には、自分たちだけでも味方になってあげなければと義務的に考える。調査結果からも、86%の住民が受け入れると答えている。これは、知っている人、特に信頼関係が構築できている人であれば、一般的な犯罪者に対する嫌悪感が薄れており、その人個人の人格や性格を重視していると考えられる。Type4は、犯罪者の社会復帰に協力するのは当たり前であり、特に信頼関係のある人であればなおさら社会復帰に協力したいタイプ。このタイプは、Type3に理性が加わることで、感情ではなく社会全体のことを考えて行動することができる。実際に、ヒアリング調査において「出所後は2度と罪を犯さぬように、地域社会に受け入れられ、早期に社会復帰をして欲しいと願っている。しかし、その出所者が近隣に住居を構えるとなると、それには反対である」と回答した住民も、理性的には受容行動をすべきであると考えているが、感情的に排除行動を選択している。このことから、理性的に受容・排除行動を選択することができれば、Type3（86%）以上の住民が受容行動を選択すると考えられる。

このモデルから、犯罪者の社会復帰について考えていくことにする。犯罪者の社会復帰をスムーズにするためには、生活の基盤となる衣食住が確保される必要がある。そのためにも、犯罪者に対する地域コミュニティ（住民、経営者、家主など）の意思決定を排除行動ではなく、受容行動に変えていくことが求められる。そこで、住民の意思決定－信頼関係モデル（図8）から住民の意思決定を受容行動に変化させる方策について検討していくことにする。

本研究モデルより犯罪者に対して排除行動をとるType2についてみると、Type2からType3あるいはType2からType1に遷移させることができれば、排除行動から受容行動へ住民の行動を変える可能性を高めることができる。まず、Type2からType3について検討していくことにする。Type2からType3に遷移させるためには、犯罪者と住民との間に信頼関係を構築することが求められる。犯罪者が積極的に地域コミュニティに入り込んで、住民との間に信頼関係を構築することができれば、犯罪者だからと言って排除するようリスクは小さくなると考えられる。それは、住民へのヒアリング調査の中で「住民との間で信頼関係を構築できた移住者が、のちに犯罪者だとわかった場合、排除しようと思いませんか?」と質問したところ、複数の住民から「信頼関係ができていたのであれば、今更排除するようなことはしない」と回答を得た。現実的には、新たな移住者が「私には前科があります」と宣言して移住してくることは考えにくい。最終的には住民との間に信頼関係が構築できる移住者なのかが最も重要になる。

次に、Type2からType1への遷移について検討する。Type2からType1へは、感情的な思考プロセスから理性的な思考プロセスへと変えることを意味している。したがって、意思決定する際に直観的かつ感情的ではなく論理的かつ理性的なものごとの選択をすることが求められる。すなわち二重過程理論におけるシステム2をシステム1よりも優先して機能させることである。これにより、住民の排除行動を受容行動へと変化させることが可能になる。しかし、二重過程理論における意思決定プロセスでは、論理的・理性的なシステム2よりも直観的・感情的なシステム1が優先されることが明らかになっているため、どのようにして論理的・理性的なシステム2を優先的に機能させるのかという問題が残る。

8. おわりに

本研究では、犯罪者に対する地域コミュニティへの受容・排除行動における意思決定プロセスに及ぼす要因について明らかにし、犯罪者がより容易に社会復帰できるための方策を検討することを目的として、人間の典型的な意思決定プロセスの二重過程理論や直観的な思考方法のヒューリスティック、先入観に基づく非合理的な意思決定をもたらす要因の認知バイアスの観点から、犯罪者に対する住民の受容・排除行動を検討した。その結果、住民の受容・排除行動における意思決定プロセスに及ぼす要因を明らかにするとともに、その要因から地域コミュニティが犯罪者を排除しようとする行動を、受け入れる行動へと変化させるための1つの方策として「住民の意思決定－信頼関係モデル」を提案した。

日本の刑法犯・特別法犯の検挙数は、毎年減少傾向にあるにもかかわらず、犯罪者による再犯率は増加傾向を示している。日本を犯罪の少ない安心・安全な国にするためにも、出所者の社会復帰が日本国における重要な課題となっている。また、少子高齢化が進む日本において、刑務所や少年刑務所などの矯正施設に対する国の費用負担が大きくなっている。そのためにも、矯正施設に入所する人間を減少させ、社会へ貢献することができる人間を増加させることが求められている。こうした課題に対して、住民の意思決定プロセスへ影響を及ぼす要因を明らかにし、「住民の意思決定－信頼関係モデル」を提案することにより、地域コミュニティへの犯罪者の受け入れを促進するための1つの方策を提示することができた。しかし、どのようにして二重過程理論における論理的・理性的なシステム2を感情的・直観的なシステム1よりも優先的に機能させるのかという問題が残った。この残された問題については、今後の研究課題としたい。

注

- 1) 法務省矯正局HP https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_index.html (2022. 4. 25 最終アクセス)
- 2) 内閣府「治安に関する世論調査」の概要、平成29年11月。<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/h29/h29-chian.pdf> (2022. 2. 25 最終アクセス)
- 3) 刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・強姦（強制性交等）・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪をいう。
- 4) 警察が発生を認知した事件の数。
- 5) 警察が検挙した事件の件数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数を含む。
- 6) 法務省法務総合研究所編（2022）『犯罪白書 令和3年版』日経印刷、2頁－6頁。

- 7) 同上書。
- 8) 特別法犯とは、前述した刑法犯を除く、道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反などの犯罪のことである。たとえば、薬事や風俗、少年福祉などの法令に基づく違反行為のことである。
- 9) 前掲書（注6）。
- 10) 薬物犯罪には覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反等（麻薬取締法違反とあへん法違反を含む）が挙げられる。
- 11) 前掲書（注6）。
- 12) 性犯罪には、児童買春事犯等（児童買春、淫行させる行為、みだらな性行為等）と児童ポルノ事犯が挙げられる。
- 13) 警察庁「なくそう子供の性被害」。https://www.npa.go.jp/publications/statistics/（2022. 2. 7 最終アクセス）
- 14) 法務省法務総合研究所編（2007）『平成19年版 犯罪白書』佐伯印刷。
- 15) 同上書。
- 16) 前掲書（注6）、232頁。
- 17) 法務省「研究部報告59」。https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00103.html（2022. 2. 1 最終アクセス）
- 18) 前掲書（注14）。
- 19) 前掲書（注17）、31頁。
- 20) Simon, H. A. (1997), *Administrative Behavior*, 4th ed., New York: Free Press.（二村敏子ほか訳『[新版] 経営行動』ダイヤモンド社、143頁－149頁。）
- 21) 同上書、143頁－149頁。
- 22) 山根一郎（2016）「システム0とシステム3：二重過程モデルを超えて」『椋山女学園大学研究論集 人文科学篇』第47号、64頁。
- 23) John S. H., Ralph L. K., Howard R. (1999), *Smart Choice*, Boston: Harvard Business School Press.（小林龍司ほか訳『意思決定アプローチ「決断と分断」』ダイヤモンド社、198頁－223頁。）
- 24) 同上書。
- 25) 三浦麻子（2020）「非常事態における人間の意思決定プロセスと態度・行動」『国民生活研究』第60巻第2号、2頁。
- 26) 広瀬卓爾（1977）「一般市民の違法行為者に対する排斥－受容態度」『犯罪社会学研究』2巻、200頁。
- 27) 本調査ではヒアリング調査を主とし、ヒアリング調査とアンケート調査の両方を用いている。ヒアリング調査は78%（80名）に実施し、アンケート調査は10代と20代を中心に22%（22名）に実施した。
- 28) 浜田市のまちづくりセンターとは、浜田市協働のまちづくり推進条例第22条の規定に基づく協働のまちづくりの活動拠点とする。まちづくりセンターは、協働のまちづくりを推進するとともに、人材を育成する社会教育・生涯学習を推進することにより、誰もが幸せに暮らせる魅力ある地域社会を実現することを目的に設置された。公民館がまちづくりセンターへと名称変更した。（詳しくは、浜田市HP参照 <https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1611906927165/files/siryou1.pdf>）
- 29) 内閣府「再犯防止に関する世論調査」。https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-saihan/index.html（2022. 2. 25 最終アクセス）

- 30) 同上書（注29）。
- 31) 前掲書（注6）、232頁－237頁。
- 32) ステレオタイプとは、多くの人に浸透している先入観、思い込み、認識、固定観念、レッテル、偏見などのこと。
- 33) 島根あさひ社会復帰促進センターは、施設の設計、建築及び運営の一部を民間事業者に委託して運営される刑事施設。（詳しくは「島根あさひ社会復帰促進センター」HPを参照）

参考文献

- 大林厚臣（2014）『ビジネス意思決定』ダイヤモンド社。
- 警察庁「犯罪統計」。https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair3.pdf（2022. 2. 7 最終アクセス）
- 警視庁「警視庁の統計」。https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei/index.html（2022. 2. 7 最終アクセス）
- 公益財団法人日工組社会安全研究財団「犯罪に対する不安感等に関する調査研究－第6回調査報告－」、2019年3月。https://www.syaanken.or.jp/wp-content/uploads/2019/08/31041bouhan31_01.pdf（2022. 2. 7 最終アクセス）
- 公立大学法人島根県立大学総合政策学部村山研究室「令和3年度 浜田市と島根県立大学の共同研究事業『再犯防止に関するヒアリング調査・研究結果』報告書」。https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1640080076366/index_k.html（2022. 5. 6 最終アクセス）
- 島根あさひ社会復帰促進センター HP。http://www.shimaneasahi-rpc.go.jp/（2022. 4. 9 最終アクセス）
- 法務省法務総合研究所編（2007）『平成19年版 犯罪白書』佐伯印刷。
- 法務省法務総合研究所編（2022）『犯罪白書 令和3年度版』日経印刷。
- 法務省大臣官房「法務省だより あかれんが」Vol.44、2014年1月。https://www.moj.go.jp/KANBOU/KOHOSHI/no44/2.html（2022. 2. 8 最終アクセス）
- 法務省「令和3年版再犯防止推進白書」。https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html（2022. 2. 7 最終アクセス）
- 法務省「研究部報告59」。https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00103.html（2022. 2. 8 最終アクセス）
- 内閣官房犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策（案）」。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/saihanbousi/dai3/siryou2-2.pdf（2022. 2. 8 最終アクセス）
- 内閣府「再犯防止に関する世論調査」。https://survey.gov-online.go.jp/h30/h30-saihan/index.html（2022. 2. 8 最終アクセス）
- 日本刑事政策研究会「平成21年版白書の概要特別調査 執行猶予者（窃盗・覚せい剤事犯者）の再犯」。http://www.jcps.or.jp/publication/2103.html（2022. 2. 8 最終アクセス）
- 広瀬卓爾（1977）「一般市民の違法行為者に対する排斥－受容態度」『犯罪社会学研究』第2巻、192頁－208頁。
- 土田昭司、木下富雄、中谷内一也、田中豊他（2009）「リスク認知・リスク判断は感情か理性か：リスクコミュニケーションにおける訴求効果」『日本リスク研究学会誌』第19巻第2号、44頁－55頁。
- 友野典男（2015）『行動経済学』光文社。
- 三浦麻子（2020）「非常事態における人間の意思決定プロセスと態度・行動」『国民生活研究』第60巻第

2号、1頁－15頁。

- 山根一郎（2016）「システム0とシステム3：二重過程モデルを超えて」『椛山女学園大学研究論集 人文科学篇』第47号、63頁－80頁。
- Chaiken, S. and Trope, Y. (1999), *Dual-process theories in social psychology*, New York: Guilford Press.
- Evans, J. St. B. T. (2008), Dual-processing accounts of reasoning, judgment, and social cognition. *Annual Review of Psychology*, 59, pp.255-278.
- Finucane, M. L., Alhakami, A., Slovic, P., and Johnson, S. M. (2000), The Affect Heuristic in Judgements of Risks and Benefit. *Journal of Behavioral Decision Making*, 13, pp.1-17.
- John, S. H., Ralph, L. K., and Howard, R. (1999), *Smart Choice*, Boston: Harvard Business School Press. (小林龍司ほか訳『意思決定アプローチ「決断と分断」』ダイヤモンド社)
- Kahneman, D., and Tversky, A. (1979), Prospect theory: An analysis of decision under risk. *Econometrica*, 47, pp.263-291.
- Kahneman, D., Slovic, P. and Tversky, A. (1982), *Heuristics and biases: Judgment under Uncertainty*, Cambridge: University Press.
- Slovic, P., Finucane, M. L., Peters, E., and MacGregor, D. G. (2002), Rational actors or Rational fools: implications of the affect heuristic for behavioral economics. *Journal of Socio-Economics*, 31, pp.329-342.
- Simon, H. A. (1983), *Reason in Human Affairs*, California: Stanford University Press. (佐々木 恒男, 吉原 正彦訳『意思決定と合理性』文眞堂)
- Simon, H. A. (1997), *Administrative Behavior*, 4th ed., New York: Free Press. (二村敏子ほか訳『[新版] 経営行動』ダイヤモンド社)
- Tversky, A. and Daniel, K. (1974), Judgement under Uncertainty: Heuristics and Biases, *Science, New Series*, 185-4157. pp.1124-1131.
- Tversky, A. and Daniel, K. (1986), Rational Choice and the Framing of Decisions, *Journal of Business*, 59, pp.S251-S278.

キーワード：意思決定、二重過程理論、ヒューリスティック、認知バイアス、犯罪者の受容・排除行動

(MURAYAMA Makoto)

A Study on Factors Influencing the Decision-making Process in Residents' Acceptance and Exclusion Behavior Toward Criminal Offenders

MURAYAMA Makoto

Summary

The purpose of this study is to clarify the factors that influence the decision-making process in the acceptance and exclusion of offenders by the local community, and to examine measures to help offenders reintegrate into society. In general, offenders are not accepted into the local community in a favorable manner, and in many cases, there is a high tendency to exclude offenders from the community.

Therefore, based on the dual process theory, one of the major theories of decision-making processes in social and cognitive psychology, this study attempts to clarify the background of the community's reluctance to accept offenders in response to "society's reluctance to accept offenders," which is thought to be one of the factors contributing to the number of recidivisms. This study will attempt to elucidate the factors that influence the decision to accept or reject offenders from the perspective of dual process theory, which is one of the major theories of the decision-making process in social and cognitive psychology. This research aims to clarify the factors that influence the decision-making process in the acceptance or exclusion of offenders by the local community, and to examine measures to enable offenders to reintegrate into society. Specifically, (1) What factors influence residents' acceptance or exclusion behavior toward offenders? (2) What measures can be taken to ensure that offenders are accepted by the local community? The following two points will be discussed. For this reason, this study attempts to elucidate how local residents' feelings toward criminals influence their decision-making process, such as acceptance or exclusion of criminals, by conducting an interview survey of local residents' attitudes toward criminals in Hamada City, Shimane Prefecture.

Based on the results of interviews with residents, this study clarified the factors that influence the decision-making process in residents' acceptance/exclusion behavior based on cognitive bias, heuristic, and dual process theory, and proposed the "Residents' Decision-Making and Trust Relationship Model" as one strategy for local communities to change their behavior from trying to exclude offenders to accepting them based on these factors.

Keywords: Decision-making, Dual process theory, Heuristics, Cognitive biases, Offender Acceptance/Exclusion behavior

